

## 2020年度 建築鉄骨（製品・超音波）検査技術者 「更新試験及び講習」実施に際しての新型コロナウイルス感染拡大防止措置

2020年度建築鉄骨（製品・超音波）検査技術者 更新試験及び講習実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、以下の措置を講じます。

受験・受講の皆様には、感染予防（手洗い・うがいの励行、咳エチケット、マスク着用）に留意され、体調管理に努めていただくと共に、当日は、会場で着用するマスクをご持参下さるようお願い致します。

### 1. 実技会場での対応

- ①受付時に、簡易な問診票をご提出いただき、その場で体温を測定（非接触型）します。  
次の症状が見られた方には、受験・受講をご遠慮いただくことがあります。
  - ・体調の悪い方
  - ・風邪や咳の症状がある方
  - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）などの症状がある方
  - ・37.5℃以上の発熱が測定された方（および解熱剤を飲まれた方）
  - ・新型コロナウイルス感染症等に罹患し、治癒していない方
- ②会場ではマスク着用をお願いします。
- ③会場では原則として1時間以内ごとに室内換気を行います。
- ④会場には可能な限り手指消毒液を準備しますので、適宜、消毒ができます。
- ⑤試験監督員、講師を含む主催関係者は、感染予防のためにマスクを着用します。  
また、咳エチケット・手洗い・うがいを励行し、手指消毒を行うなど、周囲の方が安心できるよう可能な限りの対策を行います。
- ⑥全ての会場で、定員の削減や座席間隔の確保などにより、実技を行う者同士の接近を極力減らすよう努めます。
  - ・講習の定員：製品・超音波 30名程度（通常60名）
  - ・試験の定員：製品18名（通常24名）、超音波12名（通常と同じ）

### 2. キャンセル等の取り扱い

新型コロナウイルス感染症への対応により、今年度の受験・受講を申請後にキャンセルする場合、および緊急事態宣言の発出などにより開催中止となった場合は、費用は全額返金します。

### 3. 今年度の更新（受験）を見送る場合

新型コロナウイルス感染症への対応により、今年度受験対象者（資格の有効期限が2021年3月31日の者）が、ご自身の判断で今年度の受験を見送った場合および主催者の判断で開催を中止した場合は、資格の有効期限を1年延長する証明書が今年度末に発行されます。（延長のための手続きは不要です。受験して不合格になった場合は適用されません。）

ただし、次年度の更新試験に合格し所定の更新手続きを行った場合は、有効期間が2022年4月1日から2026年3月31日まで（4年間）の登録証が発行されますが、不合格の場合は、資格が失効し次々年度の更新試験を再受験することはできません。

今後の情勢の変化により本措置が変わる場合があります。その場合には（一社）鉄骨技術者教育センターのホームページ（<https://www.seec.or.jp/>）に掲載されますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

以上